神奈川県

神奈川県中小企業等支援給付金

申請の手引き

申請受付期間

令和３年 **7** 月 **1** 日（木）～ **10**月**31**日（日）

神奈川県中小企業等支援給付金事務局ホームページ

神奈川県中小企業等支援給付金　検索

目次

1. 中小企業等支援給付金とは？・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
2. どんな事業者が対象なの？・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
3. 申請書はどう書くの？・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
4. 必要な提出書類は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
5. どのように申請するの？・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
6. よくあるお問合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
7. 金融機関コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０

簡単＆便利な電子申請→ 詳しくはP8へ

1. 中小企業等支援給付金とは？

趣　旨

神奈川県では、2021年4月から6月にかけての緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う飲食店への休業・時短要請又は外出自粛等の影響を受け、売上が減少した酒類販売事業者以外の県内の事業者等の皆様に対し、国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算して支援を行います。

申請方法

電子申請又は郵送による申請を受け付けております。

電子申請を推奨します

電子申請の場合、申請から給付までの時間が短く、マイページから審査状況を確認できるため、便利です。
※電子申請のメリット、申請方法はP8へ

申請受付期間

＜電子申請＞
令和3年7月21日(水)～10月31日(日)
＜郵送による申請＞
令和3年7月1日(木) ～10月31日(日)(当日消印有効、締切厳守)
申請受付期間を超えた場合は受付できませんので、あらかじめご承知おきください。

給付額

中小法人等※1　5万円/月(定額)
個人事業者等※2　2.5万円/月(定額)

※1　中小法人等とは、資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満、又は資本金の額若しくは出資の総額が定められていない場合は常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人をいいます。

※2　個人事業者等には、個人で開業し主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者のほか、フリーランス又は主たる収入を雑所得若しくは給与所得で確定申告した方を含みます。

3か月分まとめての申請を推奨します

2. どんな事業者が対象なの？

対象者

1. 国の月次支援金の支払いを受けていること。
2. 地方公共団体による、対象月における休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置しているもの）又は大規模施設等に対する協力金の給付対象となっている者でないこと。
3. 他都道府県の同種の給付金の支払いを受けておらず、今後も受給する意思がないこと。
4. 対象月において、県内に本社や主たる事業所を有し、事業を行う中小法人等又は県内に住所を有している若しくは、県内で主たる事業活動を行う個人事業者等であること（酒類販売事業者等（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者）を除く）。
5. 給付金の給付を受けた後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行う意思があること。

1. 国が行う「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」の支払いを受けていますか？
   - はい → 2
   - いいえ → 給付金の対象外
2. 本県や他の地方自治体の飲食店に関する協力金の受給資格を有していない事実に相違ありません。
   - はい → 3
   - いいえ → 給付金の対象外
3. 大規模施設等に対する協力金または他都道府県の同種の給付金を受給しておらず、今後も受給する意思はありませんか？
   - はい → 4
   - いいえ → 給付金の対象外
4. 県内に本社や主たる事業所を有していますか？または、神奈川県内に住所を有している若しくは、神奈川県内で主たる事業活動を行っていますか？
   - はい → 5
   - いいえ → 給付金の対象外
5. 酒類販売事業者等（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売事業者）以外の事業者ですか？
   - はい → 6
   - いいえ → 給付金の対象外
6. 本給付金を受給した後にも事業の継続及び立て直しをする意思があり、そのための取組を継続的に行う意思がありますか？
   - はい → 給付金の対象
   - いいえ → 給付金の対象外

3. 申請書はどう書くの？　その1

給付申請書兼宣誓・同意書　1ページ目　記入例

様式（郵送用）

神奈川県中小企業等支援給付金給付申請書兼宣誓・同意書

❶ 令和 3 年 7 月 26 日

神奈川県知事　殿

別紙記載の宣誓・同意事項に相違ないことを確認し、これに誓約のうえ、神奈川県中小企業等支援給付金の給付について次のとおり申請します。

1　申請事業者の基本情報

法人の方

県内の本社又は主たる事業所の所在地	〒 231 － 8588	神奈川県	横浜	市・区 町・村
	中区日本大通1			
フリガナ	カブシキガイシャカナガワケンチョウ			
法人名	株式会社神奈川県庁			
代表者職名	代表取締役			
代表者氏名	神奈川　太郎			
❷ 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			

個人事業者の方

主たる事業所の所在地（事業所をお持ちでない方は自宅住所）	〒 －	都・道 府・県	市・区 町・村	
フリガナ				
氏　名				
❸ 生年月日	西暦	年	月	日

日中連絡先

❹

日中連絡が取れる方	フリガナ	カンナイ　ジロウ	電話番号	123-456-7890
	氏　名	関内　次郎		
	メールアドレス	kanagawa@xxxx.com		

1 / 4

❶ 申請日
申請書の記入日を記入してください。

❷ 法人番号
法人の場合は13桁の法人番号を記入してください。

❸ 生年月日
西暦で記入してください。

❹ 日中連絡先
日中連絡が取れる方の情報を記入してください。

店舗単位・事業単位ではなく、事業者単位で申請してください。本給付金は、事業者単位で給付されます。

※画像はサンプルのため、実際の申請書をご確認のうえ、申請してください。

電子申請を推奨します

電子申請の場合、申請から給付までの時間が短く、
マイページから審査状況を確認できるため、便利です。
※電子申請のメリット、申請方法はP8へ

3. 申請書はどう書くの？　その2

給付申請書兼宣誓・同意書　2ページ目　記入例

2　月次支援金の支払いを受けた月
（神奈川県中小企業等支援給付金の給付を申請する対象月）

国の月次支援金の支払いを受けた月にチェックを入れてください。

❺　私は　☑ 4月分　☑ 5月分　☑ 6月分

の月次支援金の支払いを受けました。

※　支払いを受けた月の支払証明書類（月次支援金の給付通知書）の写しを必ず添付して提出してください。
※　月次支援金の給付通知書がお手元に届いていない場合、または給付通知書を紛失した場合は、月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、給付額、申請対象月が分かる部分）の写し、及び月次支援金の入金がわかる通帳の写しを提出してください。

3　口座振込依頼
神奈川県から支払われる「神奈川県中小企業等支援給付金」は下記の口座に振り込んでください。

❻

フリガナ	ケンチョウ	ギンコウ	金融機関コード	1	2	3	4				
金融機関名	県庁	銀行（○） 信金・信組 農協									
フリガナ	カンナイ	シテン	支店コード	1	2	3					
支店名	関内	本店 支店（○）									
種　別	☑ 普通　☐ 当座	口座番号（右詰め）	1	2	3	4	5	6	7		
口座名義人カタカナ（※）	＊通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの カ）カナガワケンチヨウ										

※　口座は、法人の場合は「1　申請事業者の基本情報」に記載した法人名義の口座、個人事業者の場合は申請者本人名義のものを指定してください。
（注）　ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。
ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

2 / 4

❺ 月次支援金の支払いを受けた月

国の月次支援金の支払いを受けた月にチェックを入れてください。

❻ 振込先口座情報

〇振込先
・通帳等に記載されているとおり正確に記入してください。
・口座名義人は、法人の場合は申請する法人名義、個人事業者の場合は申請者本人の名義に限ります。

〇金融機関名等
・金融機関コードについては「7.金融機関コード（P10）」をご確認ください。
・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

〇口座名義人
・預金通帳等の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカナ口座名義人をそのまま転記してください。

3か月分まとめての申請を推奨します

3. 申請書はどう書くの？　その3

給付申請書兼宣誓・同意書　4ページ目　記入例

4　提出書類チェック表

以下の書類が揃っているか確認の上、□ にチェック（✔）を入れ、申請書とともに提出してください。

郵送申請受付期間：令和3年7月1日（木）から令和3年10月31日（日）（当日消印有効）（締切厳守）

※　申請受付期間終了後の受付はできません。

※　4～6月分を分けてご申請いただくことも可能ですが、その場合、申請の都度、必要書類一式のご提出をお願いすることになります。

※　準備が整い次第、電子申請システムも開設予定です。下記の事務局ホームページをご覧ください。

ＵＲＬ：https://kanagawaken-shienkyufukin.com

申請事業者として提出する書類

❼

- ☑ 神奈川県中小企業等支援給付金給付申請書兼宣誓・同意書（1～3ページ目）
- ☑ 月次支援金の支払証明書類（給付通知書）の写し
  ※　月次支援金の給付通知書がお手元に届いていない場合、または給付通知書を紛失した場合は、月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、給付額、申請対象月が分かる部分）の写し、及び月次支援金の入金がわかる通帳の写しを提出してください。
- ☑ 「口座振込依頼」に記載した振込先の通帳等の写し
  ※　預金通帳の場合、表紙を１ページめくった中表紙の見開き部分をご提出ください。
- ☑ 履歴事項全部証明書の写し（＊法人の方のみ）
  ※　提出時から３か月以内に発行されたものに限ります。
- ☐ 本人確認書類の写し（＊個人事業者の方のみ）
  （例）運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カード　など
  ※　マイナンバーはマスキング（黒塗り）してください。
- ☐ 確定申告書第一表の控えの写し（令和２年分）（＊個人事業者の方のみ）
  ※　事業所や住所が分かるページの写しをご提出ください。
  ※　収受日付印が押印されているものをご提出ください。
- ☑ 提出書類チェック表（本紙）（４ページ目）

◆神奈川県中小企業等支援給付金の申請書類送付先
神奈川県中小企業等支援給付金事務局
〒221-0835　横浜市神奈川区鶴屋町3-30-8 SYビル6F　TKP横浜会議室ホール6A

◆神奈川県中小企業等支援給付金コールセンター
☎ ０４５-９００-５９０７　＜受付時間＞　月～金（祝日除く）　9時 ～ 17時

4 / 4

❼ 提出書類チェック表

申請書類の提出前に、該当するすべての書類が揃っているか確認のうえ、チェック(✓)を記入してください。
※郵送による申請の場合は、本給付申請書兼宣誓・同意書1～4頁目までのすべてを必ず提出してください。

4. 必要な提出書類は？　その1

提出書類一覧

1	**給付申請書兼宣誓・同意書** **神奈川県中小企業等支援給付金** **給付申請書兼宣誓・同意書**　申請書兼宣誓・同意書の1～4ページすべて
2	**月次支援金の給付通知書の写し** ※　月次支援金の給付通知書がお手元に届いていない場合、または給付通知書を紛失した場合は、月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、給付額、申請対象月が分かる部分）の写し、及び月次支援金の入金がわかる通帳の写しを提出してください。
3	**振込先の通帳等の写し** 「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人（フリガナ）」がわかること 預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き インターネットバンキングの場合、上記の情報がわかるサイトのページ 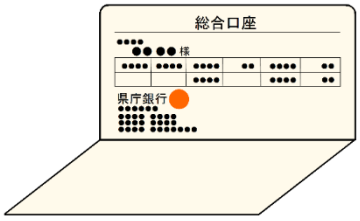
4	**履歴事項全部証明書の写し**　法人の場合のみ 提出時から3か月以内に発行されたものをご提出ください。

4. 必要な提出書類は？　その2

提出書類一覧

5	**本人確認書類の写し**　個人事業者の場合のみ 運転免許証、保険証等の写し（住所等が裏面記載の場合は裏面を含む） マイナンバーカードの写しの場合は表面のみ提出してください。
6	**確定申告書第一表の控えの写し（令和2年分）** 個人事業者の場合のみ 【原則】 確定申告書第一表の控えには、収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。 【例外】 ただし、収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号の印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて添付することが必要です。また、「収受日付印等」及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、添付する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて添付することが必要です。

5. どのように申請するの？

申請方法

電子申請を推奨します

(i)電子申請

事務局ホームページより、電子申請フォームへ進んでください。

神奈川県中小企業等支援給付金　検索

■電子申請のメリット

申請から給付までの期間が短い

申請がWEB上で完結するため、郵送申請に比べて振込までの期間を短縮できます。また、郵送にかかる費用を節約できます。

いつでも審査状況を確認できる

マイページにログインすると、審査状況を好きなときに確認できます。

※申請情報(提出書類を含む)は、登録後、変更ができません。

万一、ご提出情報・内容等に不備や不足等がございます場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

(ii)郵送申請

＜申請書類の入手方法＞

①上記ホームページからダウンロード

②県政情報センター、各地域県政情報コーナー(各県民センター及び各地域県政総合センター内)、各商工会議所・商工会議所連合会・商工会・商工会連合会市役所(区役所)又は町村役場の窓口

申請時、全ての申請書類が揃っていることをご確認ください。

＜郵送先＞　〒221-0835　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-30-8 SYビル6階
TKP横浜会議室ホール6A
神奈川県中小企業等支援給付金事務局 宛

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、持参による申請書類の受付はいたしません。恐れ入りますが、申請書類は、郵便でお送り下さい。なお、県は郵便事故における責任は負いかねるとともに、郵送物の到達確認の問合せには対応しかねますので、到達状況の確認ができる簡易書留やレターパックなどでお送りいただくことを推奨します。

給　付

申請内容が給付要件を満たすと認められた場合は、指定の口座に給付金を振り込みます。

結果の通知

郵送による申請については、給付の場合指定の口座への振込みをもって通知に代えます。**不給付となった場合にのみ**、申請者に理由を付して通知します。
電子申請については、いずれの場合もシステム上で通知します。

注意事項

給付金の給付後、給付要件を満たさない事実が発覚した場合は、給付したすべての給付金の**返還**を求めます。不正受給を行った場合は、給付を受けた全ての給付金について、それぞれ、その全額に、受給の日の翌日から返還の日まで、年3パーセントの割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負います。

問合せ先

支援給付金コールセンター
☎ 045-900-5907
＜受付時間＞月～金(祝日除く)9時～17時

6. よくあるお問合せ

Q1　県内に事業所（店舗）が複数ある場合は、すべての事業所（店舗）単位で申請できますか？

A1　事業所（店舗）単位ではなく、事業者単位となります。事業者全体としての総売上を、前年又は前々年の同月と比較し、50パーセント以上減少し、国の月次支援金の支給を受けた場合に支給されます。特定の店舗・事業のみ月間売上が50パーセント以上減少したとしても、事業者全体としての総売上の減少率が要件を満たしていなければ対象となりません。

Q2　本社が県外にある事業者も、県内に店舗があれば給付金の対象になりますか？

A2　県内に本社又は主たる事業所があれば対象となります。ただし、本社がある他都道府県の同種の支援金を受給しておらず、今後も受給しないことが要件となります。

Q3　月次支援金の申請資格はありますが受給はしていません。その場合は対象となりますか？

A3　国の月次支援金を受給していることが本給付金の給付の要件となりますので、月次支援金を受給していない場合は対象となりません。

Q4　申請書類はどこで手に入りますか？

A4　申請書類は、2021年7月1日から事務局ホームページで公開するほか、次の場所で配布します。
＜横浜市＞各区役所・横浜市役所（市民情報センター）
＜川崎市＞各区役所・川崎市役所
＜相模原市＞各区役所・相模原市役所
＜その他の市町村＞各市役所・町村役場
＜商工会議所等＞各商工会議所、商工会議所連合会、各商工会、商工会連合会
＜県機関＞県政情報センター、各県民センター、各地域県政総合センター（県政情報コーナー）

Q5　申請は4～6月分をまとめて行うのですか？

A5　原則まとめて申請していただきますが、4～6月分を分けてご申請いただくことも可能です。
ただし、郵送による申請の場合、申請の都度、必要書類一式をご提出いただくことになります。

Q6　国からの一時支援金は受給していますが、月次支援金は受給していません。その場合は対象となりますか？

A6　月次支援金を受給していることが本給付金の給付の対象となります。一時支援金と月次支援金は同じ支援金制度ではありませんので、月次支援金を受給していない場合は対象となりません。

Q7　個人事業者ですが、事業所を持っていません。その場合は対象になりますか？

A7　対象月において県内に住所を有している若しくは、ご提出いただく確定申告書第一表に記載されている住所が県内であれば、対象となります。

7. 金融機関コード

申請書の「3. 口座振込依頼」をご記入の際には、次の金融機関コード表をご参照ください。
なお、下記に記載のない金融機関であっても振込可能です。

■都市・地方銀行

あおぞら銀行	0398
神奈川銀行	0530
きらぼし銀行	0137
群馬銀行	0128
静岡銀行	0149
静岡中央銀行	0538
新生銀行	0397
スルガ銀行	0150
大光銀行	0532
第四北越銀行	0140
東京スター銀行	0526
東日本銀行	0525
北陸銀行	0144
みずほ銀行	0001
三井住友銀行	0009
三菱UFJ銀行	0005
山梨中央銀行	0142
ゆうちょ銀行	9900
横浜銀行	0138
りそな銀行	0010

■信託銀行

みずほ信託銀行	0289
三井住友信託銀行	0294
三菱UFJ信託銀行	0288

■その他

商工組合中央金庫	2004
中央労働金庫	2963

■問合せ先
支援給付金コールセンター
☎ 045-900-5907
■ 受付時間　月～金（祝日除く）
9時～17時

■信用金庫

かながわ信用金庫	1281
川崎信用金庫	1283
さがみ信用金庫	1288
さわやか信用金庫	1310
芝信用金庫	1319
湘南信用金庫	1282
城南信用金庫	1344
西武信用金庫	1341
世田谷信用金庫	1348
多摩信用金庫	1360
中栄信用金庫	1289
中南信用金庫	1290
平塚信用金庫	1286
山梨信用金庫	1386
横浜信用金庫	1280

■信用組合

小田原第一信用組合	2315
神奈川県医師信用組合	2304
神奈川県歯科医師信用組合	2305
相愛信用組合	2318
ハナ信用組合	2277
横浜華銀信用組合	2307
横浜幸銀信用組合	2306

■農業協同組合

厚木市農業協同組合	5152
神奈川県信用農業協同組合連合会	3014
かながわ西湘農業協同組合	5147
神奈川つくい農業協同組合	5162
県央愛川農業協同組合	5153
さがみ農業協同組合	5131
相模原市農業協同組合	5159
湘南農業協同組合	5137
セレサ川崎農業協同組合	5123
秦野市農業協同組合	5140
三浦市農業協同組合	5130
よこすか葉山農業協同組合	5128
横浜農業協同組合	5114